

# 資料編

- 資料1 神奈川県のがん罹患数・粗罹患率・年齢調整罹患率（人口10万対）  
（主要部位・性別）
- 資料2 神奈川県のがん罹患数 （主要部位・性・年齢階級別）
- 資料3 神奈川県のがん罹患率（人口10万対） （主要部位・性・年齢階級別）
- 資料4 悪性新生物75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対） （都道府県順位）
- 資料5 神奈川県のがん死亡数・粗死亡率・年齢調整死亡率（人口10万対）  
（主要部位・性別）
- 資料6 神奈川県のがん死亡数 （主要部位・性・年齢階級別）
- 資料7 神奈川県のがん死亡率（人口10万対） （主要部位・性・年齢階級別）
- 資料8 神奈川県のがん罹患数 （主要部位・性・年次別）
- 資料9 神奈川県のがん年齢調整罹患率（人口10万対） （主要部位・性・年次別）
- 資料10 神奈川県のがん患者5年相対生存率
- 資料11 がん対策基本法
- 資料12 神奈川県がん克服条例
- 資料13 第3期がん対策推進基本計画の概要

このページは白紙です。

## 神奈川県のがん罹患数・粗罹患率・年齢調整罹患率（人口10万対）

（主要部位・性別 平成26年）

（単位：人）

部位	罹患数			粗罹患率		年齢調整罹患率	
	男	女	計	男	女	男	女
<b>全部位</b>	<b>33,692</b>	<b>25,330</b>	<b>59,022</b>	<b>746.8</b>	<b>560.4</b>	<b>302.4</b>	<b>251.2</b>
食道	1,443	290	1,733	32.0	6.4	13.1	2.4
胃	5,096	2,219	7,315	113.0	49.1	43.1	15.7
結腸	4,384	3,305	7,689	97.2	73.1	40.0	25.5
直腸	2,280	1,297	3,577	50.5	28.7	22.9	11.8
肝及び肝内胆管	1,404	711	2,115	31.1	15.7	12.4	4.5
胆のう及び肝外胆管	716	569	1,285	15.9	12.6	5.6	3.4
膵	1,150	1,053	2,203	25.5	23.3	10.1	7.1
気管・気管支・肺	4,503	2,055	6,558	99.8	45.5	37.8	15.5
皮膚、その他	630	594	1,224	14.0	13.1	4.9	3.8
乳房	29	5,990	6,019	0.6	132.5	0.3	74.6
子宮	・	1,534	1,534	・	33.9	・	20.2
子宮頸部(上皮内がん除く)	・	574	574	・	12.7	・	8.0
子宮頸部（上皮内がん）	・	934	934	・	20.7	・	17.7
子宮体部	・	922	922	・	20.4	・	11.9
前立腺	4,817	・	4,817	106.8	・	39.1	-
腎盂を除く腎	730	299	1,029	16.2	6.6	7.6	2.9
膀胱	1,795	516	2,311	39.8	11.4	14.8	3.5

神奈川県悪性新生物登録事業<sup>注1</sup>年報第41報

※ 年齢調整罹患率の標準人口は世界人口を使用

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

注1 がん対策の基礎となる県内のがんに関するデータを得る事業（詳細は計画本文66ページ参照）。  
 本データは平成26年時点のデータであり、がん診療連携拠点病院以外の医療機関では登録が任意のため、全数ではない。

資料 2

神奈川県のがん罹患数

(主要部位・性・年齢階級別 平成26年)

(単位:人)

部位 年齢	全部位			食道			胃			結腸		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全年齢	33,692	25,330	59,022	1,443	290	1,733	5,096	2,219	7,315	4,384	3,305	7,689
0-4	29	28	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	21	18	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-14	19	18	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	26	20	46	-	-	-	-	-	-	1	-	1
20-24	50	57	107	-	-	-	2	-	2	3	1	4
25-29	55	172	227	-	-	-	6	2	8	3	7	10
30-34	105	406	511	-	-	-	6	7	13	8	10	18
35-39	206	680	886	1	1	2	12	19	31	27	18	45
40-44	402	1,215	1,617	6	6	12	41	30	71	59	54	113
45-49	597	1,529	2,126	16	7	23	74	39	113	106	76	182
50-54	1,045	1,476	2,521	47	12	59	123	58	181	170	121	291
55-59	1,599	1,523	3,122	84	15	99	215	76	291	236	160	396
60-64	3,155	2,219	5,374	168	31	199	475	166	641	457	262	719
65-69	5,424	3,176	8,600	291	49	340	760	284	1,044	693	457	1,150
70-74	6,893	3,551	10,444	332	46	378	1,040	352	1,392	897	564	1,461
75-79	6,282	3,148	9,430	250	40	290	1,031	375	1,406	759	552	1,311
80-84	4,491	2,780	7,271	163	34	197	776	384	1,160	546	465	1,011
85以上	3,293	3,314	6,607	85	49	134	535	427	962	419	558	977

部位 年齢	直腸			肝・肝内胆管			胆のう・胆管			膵		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全年齢	2,280	1,297	3,577	1,404	711	2,115	716	569	1,285	1,150	1,053	2,203
0-4	-	-	-	5	3	8	-	-	-	-	-	-
5-9	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-
20-24	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25-29	3	3	6	-	-	-	-	-	-	-	1	1
30-34	5	2	7	2	-	2	1	-	1	2	1	3
35-39	19	11	30	4	1	5	2	1	3	3	2	5
40-44	42	26	68	9	2	11	4	3	7	12	6	18
45-49	78	43	121	18	9	27	8	7	15	22	15	37
50-54	128	71	199	55	5	60	12	8	20	33	23	56
55-59	161	106	267	69	18	87	28	13	41	64	33	97
60-64	308	146	454	136	55	191	53	26	79	114	68	182
65-69	415	194	609	211	50	261	73	57	130	187	149	336
70-74	483	225	708	253	118	371	115	87	202	212	181	393
75-79	326	183	509	266	162	428	159	85	244	215	174	389
80-84	204	147	351	239	126	365	139	96	235	164	161	325
85以上	108	138	246	135	162	297	122	185	307	122	239	361

## 資料 2

(単位:人)

部位 年齢	肺			乳房	子宮	前立腺	膀胱			腎		
	男	女	計	女	女	男	男	女	計	男	女	計
全年齢	4,503	2,055	6,558	5,990	2,468	4,817	1,795	516	2,311	730	299	1,029
0-4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	3
5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	1	-	1	1	15	-	2	-	2	-	-	-
25-29	2	-	2	23	95	-	1	1	2	-	1	1
30-34	3	4	7	95	228	1	3	1	4	5	2	7
35-39	8	9	17	210	292	1	5	2	7	9	6	15
40-44	29	30	59	551	313	3	18	8	26	25	9	34
45-49	51	34	85	760	302	9	12	7	19	30	13	43
50-54	104	65	169	649	198	48	41	7	48	54	12	66
55-59	189	93	282	516	190	135	69	22	91	63	12	75
60-64	371	169	540	614	225	392	136	30	166	88	41	129
65-69	753	322	1,075	784	201	934	291	58	349	117	37	154
70-74	965	372	1,337	727	153	1,232	316	92	408	128	46	174
75-79	854	306	1,160	464	98	1,091	343	95	438	109	43	152
80-84	658	310	968	313	82	600	302	83	385	58	34	92
85以上	515	341	856	283	76	371	256	109	365	44	39	83

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 資料 3

## 神奈川県のがん罹患率（人口10万人対）

（主要部位・性・年齢階級別 平成26年）

（単位：人）

部位 年齢	全部位		食道		胃		結腸	
	男	女	男	女	男	女	男	女
全年齢	302.4	251.2	13.1	2.4	43.1	15.7	40.0	25.5
0-4	14.8	15.0	-	-	-	-	-	-
5-9	10.7	9.7	-	-	-	-	-	-
10-14	9.2	9.1	-	-	-	-	-	-
15-19	12.2	9.9	-	-	-	-	0.5	-
20-24	19.8	25.0	-	-	0.8	-	1.2	0.4
25-29	19.9	69.1	-	-	2.2	0.8	1.1	2.8
30-34	35.1	145.2	-	-	2.0	2.5	2.7	3.6
35-39	57.7	203.2	0.3	0.3	3.4	5.7	7.6	5.4
40-44	99.6	319.2	1.5	1.6	10.2	7.9	14.6	14.2
45-49	166.7	466.5	4.5	2.1	20.7	11.9	29.6	23.2
50-54	359.0	549.5	16.1	4.5	42.3	21.6	58.4	45.1
55-59	635.1	621.6	33.4	6.1	85.4	31.0	93.7	65.3
60-64	1,046.7	720.6	55.7	10.1	157.6	53.9	151.6	85.1
65-69	1,902.0	1,041.9	102.0	16.1	266.5	93.2	243.0	149.9
70-74	2,753.5	1,277.5	132.6	16.6	415.4	126.6	358.3	202.9
75-79	3,414.0	1,463.3	135.9	18.6	560.3	174.3	412.5	256.6
80-84	3,949.8	1,739.1	143.4	21.3	682.5	240.2	480.2	290.9
85以上	4,333.5	1,960.1	111.9	29.0	704.0	252.6	551.4	330.0

部位 年齢	直腸		肝・肝内胆管		胆のう・胆管		膵	
	男	女	男	女	男	女	男	女
全年齢	22.9	11.8	12.4	4.5	5.6	3.4	10.1	7.1
0-4	-	-	2.6	1.6	-	-	-	-
5-9	-	-	0.5	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	0.5	-	-	0.5	-	-
20-24	-	0.9	-	-	-	-	-	-
25-29	1.1	1.2	-	-	-	-	-	0.4
30-34	1.7	0.7	0.7	-	0.3	-	0.7	0.4
35-39	5.3	3.3	1.1	0.3	0.6	0.3	0.8	0.6
40-44	10.4	6.8	2.2	0.5	1.0	0.8	3.0	1.6
45-49	21.8	13.1	5.0	2.8	2.2	2.1	6.1	4.6
50-54	44.0	26.4	18.9	1.9	4.1	3.0	11.3	8.6
55-59	64.0	43.3	27.4	7.4	11.1	5.3	25.4	13.5
60-64	102.2	47.4	45.1	17.9	17.6	8.4	37.8	22.1
65-69	145.5	63.6	74.0	16.4	25.6	18.7	65.6	48.9
70-74	192.9	81.0	101.1	42.5	45.9	31.3	84.7	65.1
75-79	177.2	85.1	144.6	75.3	86.4	39.5	116.8	80.9
80-84	179.4	92.0	210.2	78.8	122.3	60.1	144.2	100.7
85以上	142.1	81.6	177.7	95.8	160.6	109.4	160.6	141.4

## 資料 3

(単位:人)

部位 年齢	肺		乳房	子宮	前立腺	膀胱		腎	
	男	女	女	女	男	男	女	男	女
全年齢	37.8	15.5	74.6	37.9	39.1	14.8	3.5	7.6	2.9
0-4	-	-	-	-	-	-	0.5	-	1.6
5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	0.4	-	0.4	6.6	-	0.8	-	-	-
25-29	0.7	-	9.3	38.2	-	0.4	0.4	-	0.4
30-34	1.0	1.4	34.0	81.5	0.3	1.0	0.4	1.7	0.7
35-39	2.2	2.7	62.7	87.2	0.3	1.4	0.6	2.5	1.8
40-44	7.2	7.9	144.8	82.2	0.7	4.5	2.1	6.2	2.4
45-49	14.2	10.4	231.9	92.1	2.5	3.4	2.1	8.4	4.0
50-54	35.7	24.2	241.6	73.7	16.5	14.1	2.6	18.6	4.5
55-59	75.1	38.0	210.6	77.5	53.6	27.4	9.0	25.0	4.9
60-64	123.1	54.9	199.4	73.1	130.1	45.1	9.7	29.2	13.3
65-69	264.1	105.6	257.2	65.9	327.5	102.0	19.0	41.0	12.1
70-74	385.5	133.8	261.6	55.0	492.1	126.2	33.1	51.1	16.6
75-79	464.1	142.2	215.7	45.6	592.9	186.4	44.2	59.2	20.0
80-84	578.7	193.9	195.8	51.3	527.7	265.6	51.9	51.0	21.3
85以上	677.7	201.7	167.4	45.0	488.2	336.9	64.5	57.9	23.1

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む





## 神奈川県のがん死亡数・粗死亡率・年齢調整死亡率（人口10万対）

（主要部位・性別 平成26年）

（単位：人）

部位	死亡数			粗死亡率		年齢調整死亡率	
	男	女	計	男	女	男	女
<b>全部位</b>	<b>14,037</b>	<b>8,956</b>	<b>22,993</b>	<b>309.8</b>	<b>197.9</b>	<b>113.4</b>	<b>62.1</b>
食道	766	146	912	16.9	3.2	6.8	1.0
胃	1,999	892	2,891	44.1	19.7	15.6	5.4
結腸	1,151	1,047	2,198	25.4	23.1	9.2	6.4
直腸	666	359	1,025	14.7	7.9	6.1	2.6
肝及び肝内胆管	1,112	564	1,676	24.5	12.5	9.0	2.9
胆のう及び肝外胆管	553	462	1,015	12.2	10.2	4.2	2.4
膵	1,047	932	1,979	23.1	20.6	8.8	6.0
気管・気管支・肺	3,240	1,214	4,454	71.5	26.8	25.5	7.3
皮膚、その他	21	23	44	0.5	0.5	0.2	0.1
乳房	8	945	953	0.2	20.9	0.1	9.5
子宮	・	413	413	・	9.2	・	4.2
子宮頸部(上皮内がん除く)	・	175	175	・	3.9	・	2.0
子宮体部	・	163	163	・	3.6	・	1.6
前立腺	747	・	747	16.5	・	4.8	・
腎盂を除く腎	202	66	268	4.5	1.5	1.8	0.4
膀胱	323	135	458	7.1	3.0	2.3	0.6

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 年齢調整罹患率の標準人口は世界人口を使用

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 資料 6

## 神奈川県のがん死亡数

(主要部位・性・年齢階級別 平成26年)

(単位：人)

部位 年齢	全部位			食道			胃			結腸		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全年齢	14,037	8,956	22,993	766	146	912	1,999	892	2,891	1,151	1,047	2,198
0-4	6	2	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	3	5	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-14	5	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	7	2	9	-	-	-	1	-	1	-	-	-
20-24	7	1	8	-	-	-	-	-	-	-	1	1
25-29	11	16	27	-	-	-	1	2	3	-	-	-
30-34	21	32	53	-	-	-	6	4	10	2	2	4
35-39	39	54	93	-	-	-	4	7	11	5	3	8
40-44	111	132	243	3	1	4	18	7	25	13	15	28
45-49	163	195	358	6	3	9	14	9	23	10	19	29
50-54	267	272	539	12	7	19	26	19	45	18	28	46
55-59	529	355	884	56	7	63	67	27	94	45	29	74
60-64	1,135	659	1,794	96	9	105	171	48	219	95	65	160
65-69	1,901	932	2,833	140	12	152	224	86	310	158	86	244
70-74	2,458	1,136	3,594	159	20	179	361	92	453	196	115	311
75-79	2,612	1,270	3,882	122	22	144	413	129	542	204	138	342
80-84	2,425	1,456	3,881	96	29	125	348	160	508	200	174	374
85以上	2,337	2,435	4,772	76	36	112	345	302	647	205	372	577

部位 年齢	直腸			肝・肝内胆管			胆のう・胆管			膵		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全年齢	666	359	1,025	1,112	564	1,676	553	462	1,015	1,047	932	1,979
0-4	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
20-24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25-29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
30-34	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1
35-39	3	-	3	1	3	4	-	-	-	1	1	2
40-44	9	3	12	5	2	7	1	-	1	11	5	16
45-49	15	9	24	6	3	9	3	2	5	23	9	32
50-54	15	11	26	29	2	31	11	5	16	27	22	49
55-59	32	18	50	48	5	53	16	15	31	58	29	87
60-64	101	41	142	99	30	129	41	18	59	83	65	148
65-69	117	47	164	159	34	193	57	38	95	152	120	272
70-74	117	28	145	195	68	263	91	57	148	192	151	343
75-79	109	50	159	189	118	307	98	58	156	217	133	350
80-84	82	47	129	216	152	368	111	95	206	153	154	307
85以上	65	104	169	163	147	310	124	174	298	129	242	371

資料 6

( 単位 : 人 )

部 位 年 齢	肺			乳房	子宮	前立腺	膀胱			腎		
	男	女	計	女	女	男	男	女	計	男	女	計
全年齢	3,240	1,214	4,454	945	413	747	323	135	458	377	145	522
0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25-29	1	-	1	1	5	-	-	-	-	-	-	-
30-34	1	2	3	4	5	-	-	-	-	-	-	-
35-39	6	4	10	17	7	-	-	-	-	2	-	2
40-44	21	7	28	47	16	-	-	-	-	3	-	3
45-49	37	17	54	55	29	-	1	2	3	5	2	7
50-54	61	19	80	63	33	-	5	-	5	5	1	6
55-59	92	30	122	89	35	5	4	2	6	19	4	23
60-64	233	71	304	114	45	30	21	2	23	27	7	34
65-69	485	133	618	133	52	50	22	3	25	54	17	71
70-74	619	183	802	131	49	91	51	15	66	57	16	73
75-79	595	180	775	80	41	148	60	23	83	77	24	101
80-84	559	232	791	64	50	183	67	26	93	58	23	81
85以上	529	336	865	147	46	240	92	62	154	69	51	120

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 資料 7

## 神奈川県のがん死亡率（人口10万人対）

（主要部位・性・年齢階級別 平成26年）

（単位：人）

部位 年齢	全部位		食道		胃		結腸	
	男	女	男	女	男	女	男	女
全年齢	113.1	63.5	6.5	1.0	16.2	5.6	9.1	6.4
0-4	1.0	0.5	-	-	-	-	-	-
5-9	2.6	1.6	-	-	-	-	-	-
10-14	0.5	3.5	-	-	-	-	-	-
15-19	2.2	1.9	-	-	-	-	0.4	-
20-24	1.2	1.4	-	-	-	-	-	-
25-29	3.6	6.0	-	-	-	0.4	-	0.4
30-34	4.6	10.0	-	-	-	0.7	0.3	1.4
35-39	14.9	18.1	-	-	0.8	1.8	1.7	1.2
40-44	24.6	35.4	1.0	-	3.5	2.7	3.5	1.9
45-49	40.7	62.2	0.6	0.6	5.6	2.8	5.1	4.1
50-54	99.4	96.6	6.6	3.0	14.9	5.7	10.0	8.7
55-59	203.2	152.2	13.5	2.1	31.4	8.6	13.9	17.3
60-64	415.5	230.0	29.8	4.2	63.5	20.4	31.4	24.9
65-69	646.8	297.1	42.9	5.9	87.6	25.3	47.1	24.3
70-74	943.8	404.7	74.5	6.9	136.8	41.6	74.9	42.0
75-79	1,383.5	607.8	81.3	13.4	212.6	58.6	113.7	62.3
80-84	2,022.8	889.0	69.2	8.7	267.8	101.3	166.2	96.9
85以上	3,002.3	1,400.8	73.1	20.1	444.2	192.5	253.2	206.1

部位 年齢	直腸		肝・肝内胆管		胆のう・胆管		膵	
	男	女	男	女	男	女	男	女
全年齢	5.9	2.6	9.5	2.9	4.0	2.4	8.5	5.2
0-4	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	-	-	0.5	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	-	-	-	-	-	-	-	0.5
25-29	-	-	0.4	-	-	-	-	-
30-34	1.0	-	-	0.4	-	0.4	0.3	-
35-39	1.1	0.3	0.6	0.3	0.8	-	1.1	0.3
40-44	1.7	0.8	1.7	-	1.0	0.3	2.2	1.1
45-49	2.5	2.8	2.0	0.3	0.3	0.9	3.4	1.6
50-54	7.3	4.5	7.6	1.9	3.1	2.3	8.0	3.4
55-59	16.7	9.0	15.9	2.1	6.4	2.1	20.6	9.0
60-64	27.9	7.7	35.9	6.7	13.9	5.1	37.6	19.2
65-69	33.8	11.8	54.9	12.2	23.6	12.2	57.7	34.5
70-74	49.8	18.6	88.6	27.8	30.8	18.3	64.3	42.4
75-79	53.3	26.3	128.6	61.3	51.1	36.0	100.5	70.1
80-84	79.1	28.0	197.7	75.2	75.5	53.4	146.5	96.9
85以上	105.6	51.4	195.0	88.6	138.1	103.3	124.6	123.4

## 資料 7

(単位:人)

部位 年齢	肺		乳房	子宮	前立腺	膀胱		腎	
	男	女	女	女	男	男	女	男	女
全年齢	25.3	7.9	10.9	4.0	4.9	2.4	0.6	3.0	0.9
0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25-29	0.7	-	1.6	1.6	0.4	-	-	-	-
30-34	-	-	3.2	2.2	-	-	-	-	-
35-39	1.9	0.9	5.9	1.8	-	-	-	0.3	0.3
40-44	3.7	1.6	10.4	5.1	0.2	0.2	-	0.2	0.5
45-49	7.0	4.4	22.8	5.9	0.6	1.1	0.3	2.0	0.6
50-54	20.1	6.8	30.7	8.3	-	0.7	-	4.2	-
55-59	42.9	11.5	43.6	11.5	2.8	1.6	0.8	7.5	0.4
60-64	93.3	31.0	43.1	18.2	7.1	5.5	1.3	8.4	2.2
65-69	156.9	45.4	46.3	17.7	17.2	11.6	2.3	15.5	5.3
70-74	218.9	67.6	46.4	16.4	36.0	16.2	1.8	19.0	7.3
75-79	309.3	104.2	33.7	19.8	74.7	28.0	8.8	42.9	6.5
80-84	495.2	147.8	42.2	25.5	154.6	51.2	14.9	63.8	15.5
85以上	685.2	196.1	75.0	28.9	338.6	153.0	36.6	89.4	40.2

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 資料 8

## 神奈川県のがん罹患数

(主要部位・性・年次別)

(単位：人)

年次別 (平成)	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
男 性	全部位	20,928	21,010	21,584	23,447	24,495	26,509	30,965	31,684	32,506	33,692
	食道	1,041	1,075	1,089	1,138	1,109	1,165	1,312	1,394	1,393	1,443
	胃	3,710	3,915	3,738	4,114	4,198	4,318	5,098	5,009	4,982	5,096
	結腸	2,293	2,212	2,409	2,728	2,745	2,972	3,690	3,849	4,150	4,384
	直腸	1,265	1,329	1,343	1,588	1,572	1,720	1,988	2,113	2,185	2,280
	肝・肝内胆管	1,487	1,387	1,399	1,458	1,436	1,496	1,625	1,565	1,538	1,404
	膵	798	827	876	920	930	976	1,121	1,123	1,117	1,150
	肺	3,001	3,189	3,298	3,542	3,642	3,748	4,327	4,390	4,422	4,503
	前立腺	2,497	2,323	2,319	2,314	3,162	3,574	4,473	4,541	4,729	4,817
女 性	全部位	14,234	14,588	15,537	17,126	17,399	18,959	22,155	23,190	24,120	25,330
	食道	145	171	155	195	192	213	266	261	280	290
	胃	1,676	1,670	1,703	1,742	1,876	1,817	2,091	2,195	2,268	2,219
	結腸	1,709	1,789	1,872	2,086	2,229	2,295	2,878	2,995	3,123	3,305
	直腸	679	705	778	906	871	984	1,028	1,090	1,168	1,297
	肝・肝内胆管	722	691	668	675	680	720	818	771	648	711
	膵	622	630	695	727	754	883	945	957	965	1,053
	肺	1,357	1,295	1,423	1,491	1,588	1,699	1,862	2,018	2,012	2,055
	乳房	2,713	2,779	3,289	3,807	3,815	4,102	5,070	5,248	5,688	5,990
	子宮	1,182	1,252	1,244	1,415	1,329	1,603	1,994	2,190	2,414	2,468
	卵巣	533	533	571	582	595	696	695	727	645	700

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 神奈川県の子齡調整罹患率（人口10万対）

（主要部位・性・年次別）

（単位：人）

年次別（平成）	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
男 性	全部位	249.0	240.6	238.4	250.8	251.5	264.3	301.3	301.5	298.8	302.4
	食道	12.5	12.5	12.1	12.5	11.8	11.9	12.9	13.3	13.1	13.1
	胃	43.3	44.0	40.2	42.4	41.8	41.2	47.3	45.8	43.1	43.1
	結腸	27.2	25.2	26.5	28.6	28.3	29.7	35.9	37.0	38.2	40.0
	直腸	15.8	15.8	15.6	18.2	17.4	18.2	20.8	22.0	22.6	22.9
	肝・肝内胆管	17.5	15.9	15.2	15.7	14.7	14.6	15.8	14.7	14.0	12.4
	膵	9.5	9.4	9.6	9.8	9.6	9.7	10.9	10.6	10.0	10.1
	肺	34.1	35.0	34.7	35.7	35.3	35.3	39.8	39.3	38.6	37.8
	前立腺	27.5	24.5	23.3	22.5	29.4	32.1	39.6	39.1	39.6	39.1
女 性	全部位	164.3	162.7	171.1	186.0	183.4	195.1	225.8	233.7	242.1	251.2
	食道	1.4	1.7	1.5	1.9	1.8	2.0	2.4	2.2	2.4	2.4
	胃	16.7	15.8	15.9	15.7	16.0	14.5	16.1	16.6	16.4	15.7
	結腸	17.3	17.3	17.2	18.8	19.1	19.4	23.7	23.8	24.9	25.5
	直腸	7.5	7.5	8.1	9.1	8.6	9.4	9.9	10.0	10.7	11.8
	肝・肝内胆管	6.6	5.9	5.3	5.4	5.0	5.0	5.7	5.1	4.4	4.5
	膵	5.7	5.4	5.8	5.9	5.8	6.9	7.0	7.0	6.6	7.1
	肺	13.0	12.0	13.0	12.9	13.7	13.6	15.0	15.5	15.0	15.5
	乳房	39.4	39.0	46.0	52.9	51.8	54.4	66.5	67.7	72.4	74.6
	子宮	17.5	18.7	18.2	20.9	19.8	23.4	29.5	32.8	36.9	37.9
卵巣	7.6	7.6	7.8	7.8	7.9	9.3	9.4	9.4	8.4	9.0	

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む

## 神奈川県のがん患者 5年相対生存率

(平成23年)

部 位	5年相対生存率 (%)		観察数 (人)	
	男	女	男	女
<b>全部位</b>	<b>64.3</b>	<b>69.8</b>	<b>27,582</b>	<b>19,089</b>
口腔・咽頭	58.4	65.7	676	246
食道	43.5	45.1	1,173	236
胃	65.3	64.6	4,514	1,750
結腸	79.1	74.1	3,417	2,570
直腸	75.0	75.5	1,840	952
肝・肝内胆管	32.7	33.9	1,288	630
胆のう・胆管	33.5	21.7	527	458
膵	9.2	10.9	880	706
喉頭	78.0	89.0	248	21
肺	30.4	44.7	3,522	1,533
骨	54.4	58.4	18	16
皮膚	93.2	91.6	463	452
乳房	89.1	91.5	16	4,930
子宮	・	78.6	・	1,322
卵巣	・	59.4	・	628
前立腺	98.3	・	4,324	・
腎	77.2	77.2	643	215
膀胱	83.2	78.6	1,400	388

神奈川県悪性新生物登録事業年報第41報

※ 全部位は、主要部位以外の部位を含む



# がん対策基本法

(平成18年6月23日法律第98号 平成28年12月16日改正)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 2 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられることができるようにすること。
- 3 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。
- 4 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けられることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
- 5 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- 6 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- 7 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- 8 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第5条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第7条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第8条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第10条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基

本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、第2項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 8 第3項から第5項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

（関係行政機関への要請）

第11条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

（都道府県がん対策推進計画）

第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### 第3章 基本的施策

#### 第1節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第 13 条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前 2 項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第 15 条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第 17 条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第 17 条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保さ

れるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第 18 条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第 20 条及び第 22 条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 2 条第 2 項に規定するがん登録（その他がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

### 第 3 節 研究の推進等

第 19 条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第 4 節 がん患者の就労等

（がん患者の雇用の継続等）

第 20 条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者における学習と治療との両立）

第 21 条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要

な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 5 節 がんに関する教育の推進

第 23 条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 がん対策推進協議会

第 24 条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第 10 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 25 条 協議会は、委員 20 以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第 2 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成 25 年 11 月 27 日法律第 84 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第 64 条、第 66 条及び第 102 条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第 2 条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(政令への委任)

第 3 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成 25 年 12 月 13 日法律第 103 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 14 条第 2 項、第 18 条及び第 30 条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第 2 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第 3 条 附則第 3 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 （平成 28 年 12 月 16 日法律第 107 号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

2 厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 17 号の 2 中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。



## 神奈川県がん克服条例

(平成20年3月31日条例第25号 平成30年4月1日改正)

## (目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者、事業主及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、全ての県民がその置かれている状況に応じ、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともにがん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関、事業主並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策推進計画（がん対策基本法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画をいう。第14条において同じ。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

## (事業主の責務)

第4条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

## (県民の責務)

第5条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払い、及び積極的にがん検診を受けるよう努めるとともに、がん

患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(未病の改善によるがんの予防等)

第6条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発、未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）のための取組の推進その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第7条 県は、全ての県民が科学的知見に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第2項に規定するがん登録、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度のうち、県が主体的に実施するものをいう。）その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の水準の向上)

第8条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能の強化及び整備
- (2) 地域がん診療連携拠点病院の機能の強化
- (3) がん診療連携拠点病院その他の医療機関等における連携協力体制の整備
- (4) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院の連携の強化
- (5) 小児がん拠点病院その他の医療機関等における連携協力体制の整備
- (6) 医科と歯科との適切な連携（医科及び歯科に係る医療機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）の促進
- (7) 放射線療法及び化学療法の推進並びに手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- (8) 漢方を用いた診療の活用の促進
- (9) リハビリテーションの提供の促進

(研究の推進)

第9条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防及び診断に関する方法並びに免疫療法その他の革新的ながんの治療に関する方法の開発その他の先進的な医療の導入に向けた研究並びにがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。第11条において同じ。）の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を推進するものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条 県は、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下この条において「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケア病棟の整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がんに罹患していると診断されたときからのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- (4) 居宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備の支援

(患者等の支援)

第11条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びに精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族又は遺族に対する相談体制等の充実及び情報提供の促進
- (2) がん患者等に対する就労に関する支援
- (3) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養に対する活動の支援
- (4) 小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育及び適切な治療のいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備

(がん教育の推進)

第12条 県は、県民ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんの予防、早期発見等の重要性について理解を深めることができるよう、教育機関、保健医療関係者その他の関係団体と連携し、がんに関する教育を推進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(県民運動)

第13条 県は、保健医療関係者、事業主、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、県民を対象とするがんの予防及び早期発見を推進する活動

を支援するものとする。

(審議会への諮問)

第14条 知事は、がん対策推進計画の策定又は改定その他のがん対策の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、神奈川県がん対策推進審議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、平成30年4月1日から起算して6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年3月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第93号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第38号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 第3期がん対策推進基本計画の概要

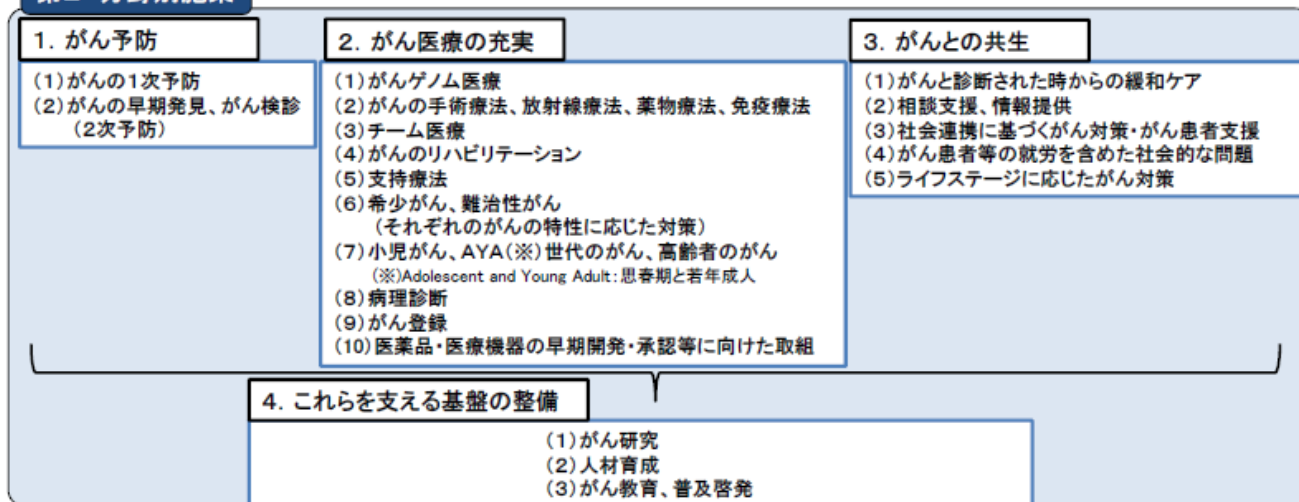
## 第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

## 第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

## 第2 分野別施策



## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定    | 6. 目標の達成状況の把握            |
| 3. がん患者を含めた国民の努力   | 7. 基本計画の見直し              |
| 4. 患者団体等との協力       |                          |

(厚生労働省ホームページより)



神奈川県

保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課  
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-5015 (直通)